

地域から安全保障を考える視点

—— 自治体の「平和政策」に着目して ——

池 尾 靖 志

はじめに

岩井健作牧師は、近著『兵士である前に人間であれ—反基地・戦争責任・教会—』のはしがきにおいて、「今、『日本基督教団』の政治的主流は、歴史的文書『第2次大戦下における日本基督教団の責任についての告白（発表1967年、議長鈴木正久）』（通称『戦責告白』）の意義を認めない。教会は純粹に『信仰告白』集団であり、社会の問題に関わることを潔しとしないという。しかし、明治以降、日本の近代主義に与してきたキリスト教を反省して、天皇絶対主義の国家に屈服させられた教会の体質を問い直し、戦後は日本国憲法の基本理念の実質化を自らのこととして歩んできた底流の諸教会は、教会の歴史の転換としての『戦責告白』を、教会の歩みの内に抱え込んで、宣教の展開を目指している」と述べている⁽¹⁾。筆者は、一信徒として、政府が、2014年7月1日に集団的自衛権の閣議決定を行い、沖縄における新基地建設を強行しようとしている出来事を憂いている。いかなることがあっても、軍事力による紛争解決はあってはならない。それは、キリスト教の視点からすれば、神がお造りになられたこの世の中を破壊してはならないのであって、国家防衛の名のもとに、世界を紛争の渦へと巻き込もうとするならば、そ

れに抵抗し、紛争を食い止めることこそが、キリスト者として、この世の中に生きることの意味だろうと思う。

本稿では、筆者の専門分野とする、国際関係論や、平和研究の理論を用いながら、安全保障という問題は、本来、国家のためではなく、自分たちの生活と密接に結びついている問題であることを明らかにする。その際に、「平和⁽²⁾」は、決して与えられるものではなく、自分たちの手でつくりあげていくものだという前提に立つ。それは、迫害のなかで宣教をなしとげた、イエス＝キリストの考え方とも通じる考え方である。

1. 国家の視点と、地域生活者の視点

近代西欧国際システムにおいて、国家主権が、それぞれの国家に平等に与えられるとともに、内政不干渉の原則が取り決められたことにより、国家安全保障の脅威は「他国からの侵略」と想定され、自国の安全保障のためには、最終的な手段として、軍事力を用いた反撃が必要であるとの考え方が支配的になってきた。逆に言うと、国家による安全保障政策に、サブナショナルなアクターである自治体や、非国家的行為体は関与すべきでない、ということになる。

日本は、アジア・太平洋戦争まで、国家集権体制を強力に推し進め、「強い国家」をめざすことによって、欧米列強と肩を並べることに主眼が置かれてきた。このため、地方自治という考え方は憲法にも規定されず、地域住民の声を国家に伝えるなどと言うことは考えられなかった。自治体の役割と言え、徴集礼状を届けることによって、軍に地域住民を送り届ける業務のみであった。このことの教訓として、日本国憲法には「地方自治」の章が設けられ、地方自治法第1条には、「住民の福祉の増進を図ることを基本とし、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体（以下、本稿では「自治体」と表記）にゆだねることを基本」とし

て、国家と自治体が、適切に役割を分担することが定められている。こうした条文に照らせば、いくら、外交や安全保障政策が国家の専管事項であっても、政府による外交や安全保障政策の結果、地域の安寧な住民の生活に影響を及ぼす場合、政府に対して、自治体の立場から発言をすることも必要となってくるだろう。

キリスト教の世界では、個人（個）と神との契約関係として捉え、この世に生を授かっただと考える。しかし、人間は社会的動物であり、信徒集団としての教会形成を行っている。また、世俗的には、教会も国家による「宗教法人法」によって拘束されている。このため、本稿では、国家といかに各人が向き合っていくのか、という点に着目する。その際に、国家権力に対抗する権力として、自治体を位置づけ、国家の従属的立場に立たされながらも、国家権力と対抗しようとする場面を取りあげて、検討を加える。

さて、安全保障の問題を考える際には、主体・客体・脅威の源泉・手段の4つを考える必要がある。そのときに、客体として、国ではなく、「（それぞれの生活圏で暮らす）人々」と置き換えたときに、ともすると、自国の安全保障政策によって、基地問題などで苦しんでいる人たちが、人々の安全を脅かす存在としてクローズアップされる場面に遭遇する。このときに、対応するのは、地域住民と直接向き合う行政機関は自治体であり、自治体が国家と交渉するというのもでてくる。あるいは、国家の安全保障政策が地域住民の安寧な生活を脅かすことが事前に明らかになったときには、自治体が国家の安全保障政策に対して意見を言う場面も出てくる。安全保障の「脅威」の認識が、国家は他国の軍事侵略を想定し、軍事力の増強による安全保障政策をとろうとするのに対して、自治体は、まさに、国家による安全保障政策の手段そのものが「脅威」と映る。その結果、安全保障政策をめぐる、中央政府と地方政府とのせめぎ合いが生じることになる⁽³⁾。表1は、国家の視点と地域生

活者の視点とで、安全保障の捉え方がどのように異なるのかを、試論的にまとめたものである。地域生活者の視点に立ったとき、安全保障の手段としては、あくまでも「非暴力」的手段に立たなければならないことに注意を払いたい。

＜表1＞国家安全保障と地域生活者の視点に立った安全保障

	国家安全保障	地域からの安全保障
主体	国家	地域住民／自治体
客体	国家／国民／領土／国益・・・	地域住民
脅威	他国からの侵略	国家安全保障政策の手段
手段	最終的には軍事力を使用	非暴力

(筆者作成)

2. 自治体の平和政策 (1)：核兵器廃絶を求める

先の大戦では、広島・長崎に原爆が投下され、多くの人々が被爆した。その体験をもとに、核兵器のない世界を求めようと、アメリカの核兵器に依存し、核抑止論に依拠した安全保障政策をとる日本政府に対し、自治体は、核兵器廃絶を求める動きを強めている。本節では、はじめに、この点を取りあげる。

(1) 非核自治体宣言運動

第2次世界大戦後、広島・長崎に原爆が投下され、甚大な被害を出したことから、日本の平和研究 (Peace Research) は、二度と核兵器の使われることのないように、核のない世界をつくりだすことを第1の命題とした。これにならうように、「本土」における自治体の平和政策の多くも、核のない世界をつくりだすために、非核自治体宣言を行うというものであった。単に、当該自治体の管轄のなかから核兵器撤去を求め

だけでなく、政府に、非核3原則の遵守をもとめる自治体もあった⁽⁴⁾。

自治体の平和政策が「本土」で活発化した時期は、国内政治的・国際政治的事情によって、2つの時期に盛り上がった。1つは、1960年代から1970年代に、多くの革新自治体が登場した時期である。これらの自治体では、「暮らしの中に憲法を」というスローガンを掲げ、憲法第9条の理念に基づいて地方自治を行おうとした⁽⁵⁾。

非核3原則のなかでも、核兵器を「持ち込ませず」という部分については、1957年2月8日の衆議院予算委員会で岸信介外務大臣が答弁したことに端を発し、1967年12月11日の参議院予算委員会において、佐藤栄作総理大臣が「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」と主張したのだが、「持ち込ませず」の部分について、当初から疑惑があった。核兵器の「持ち込み」は日米安保条約にもとづく「事前協議」の対象であるとする一方で、1974年、米議会において、米退役海軍少将のラロック氏が「核兵器搭載可能な艦船は日本あるいは他の国に寄港する際、核兵器を降ろすことはしない」と証言すると、1975年に神戸市議会は「核兵器積載艦艇入港拒否決議」を制定し、神戸港に艦船が入港する際に「非核証明書」の提出を求める措置を、港湾管理者である神戸市はとった。

神戸市も、当時は革新自治体の1つであった。米軍は、核抑止力を堅持するためには、核兵器を「積載しているとも積載していないともいわない」という立場を取っていることから、神戸市が「非核証明書」の提出を義務づけると、米艦船は一隻も入港しなくなった。

議会宣言を踏まえた行政措置は、今でも有効に機能している。1984年3月17日の参議院予算委員会における日本共産党の立木洋議員の質問に対して、中曽根康弘首相は「それ（非核神戸方式：筆者注）は地方自治の本旨に基づいて神戸の市長及び市議会がとっておる1つのやり方でありまして、それはそれとして我々はよく理解できるところでありま

す」「国は国の政策、地方自治体は地方自治の本旨に基づいて、自治権に基づいてまたみずからいろいろな政策を実行している。独立にある程度やっております。それは当然のことで、国は国、地方自治体は固有の自治権に基づいて地方の行政を行う。そういう次元が違うものであるというふうに御理解願いたいと思います」「自治体は自治体の固有の自律権がございますから、法律の範囲内において行うことについては我々もできるだけ協力するのが筋であろうと思います」と述べている⁽⁶⁾。

もう1つの時期は、1980年代である⁽⁷⁾。1979年12月のソ連によるアフガン侵攻により、1980年代に入ると「新冷戦」と呼ばれる時期に突入し、1970年代のデタント（緊張緩和）の時期から一変して、再び、米ソ間の緊張が高まった。ヨーロッパでは限定核戦争の危険性が高まり、中距離核ミサイルがNATO軍の基地に配備されようとしていた。イギリスでは、アメリカの中距離ミサイル、パーシングIIが配備されようとしていたグリーナムコモン基地の前で、女性たちが基地前に座りこみをした。この運動は「グリーナムコモンの女たち」と呼ばれるが⁽⁸⁾、イギリスでは、自治体でも1980年10月にマンチェスター市が、翌月にシェフィールド市が非核自治体宣言を行った。イギリスの運動に日本の自治体も触発され、多くの自治体で非核自治体宣言がおこなわれた⁽⁹⁾。こうした動きに対し、自民党は、1982年、1985年の二度にわたって、都道府県本部に対し、非核宣言に同調すると言う通達を出し、1985年12月には、『「非核都市宣言」は日本の平和に有害です』というパンフレットを発行したと言われる⁽¹⁰⁾。

その後、「平成の大合併」により、自治体の数が減少し、合併の形式いかんでは、新たに非核自治体宣言をし直す必要のある自治体も生じたが、日本非核宣言自治体協議会の調べによると、2014年9月1日現在、1579の自治体で宣言が行われており、これは、全自治体のうちの88.3%にのぼるとされている⁽¹¹⁾。

ただし、革新自治体の低迷傾向とともに、政府に非核三原則を守らせるための「見張り役」としての自治体の役割もかげりを見せはじめる。

1998年、「非核神戸方式」の条例化を高知県が行おうと外務省に照会した結果、外務省は、同年12月28日付回答で、「地方公共団体が行う制約は、あくまでも港湾管理者としての地位にとどまる」とし、「外国軍艦の寄港を認めるか否かは国の事務であり、その決定に地方公共団体が関与、制約することは港湾管理者としての権限を「逸脱」するもので許されない」と述べたとされる⁽¹²⁾。非核神戸方式は、高知県の他、北海道函館市、小樽市、苫小牧市や沖縄県石垣市でも拡がろうとしたが、いずれの場合も、議会において「外交・防衛は国の専管事項」とする意見によって頓挫している。

1995年に日米安保「再定義」が行われ、新たな日米防衛協力が進められようとするなかで、これまでの「非核神戸方式」をないがしろにする動きがみられるようになってきた⁽¹³⁾。非核自治体宣言を行ったからといって、自治体が、日本政府の（そして、アメリカ政府や米軍の）政策に実効的に関与しようとする、国による制約がかけられるようになってきた。特に、1999年の周辺事態法によって、自治体に「必要な協力を求めることができる」と明記され、2004年に制定された国民保護法によって、武力攻撃を想定した国民保護の計画が策定される段階に入ると、他国との「外交」による紛争の平和的解決という手段が軽視され、いわゆる「民際外交⁽¹⁴⁾」による自治体の積極的な「平和政策」を行うことが不可能な自治体が、国家によって想定されるようになってきた。このため、地域の声を国家安全保障政策に反映させる機会が日本政府によって奪われつつあるのが現状だといえる。

(2) 平和首長会議の動き

以上に取りあげた事例は、アメリカの「核の傘」に依存した国家安全

保障政策を政府が採用していることに対し、自治体が非核3原則の遵守を日本政府に求めることにより、結果的に、日本の安全保障政策の再検討を迫ろうとするものであった。これに対し、国境を越えて、国際世論を形成することによって、地球から核兵器をなくそうとする自治体の動きもある。広島・長崎両市を中心とするトランスナショナル・ネットワークとしての、平和首長会議である。

これは、1982年の第2回国連軍縮特別総会で広島・長崎両市長が提唱した「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」に賛同した都市を中心に世界平和連帯都市市長会議が結成され、第1回目の市長会議は1985年に行われた。その後、4年に1度、会議が開催されているが、秋葉忠利・広島前市長⁽¹⁵⁾の強力なリーダーシップのもと、名称も平和市長会議（Mayors for Peace）とわかりやすく改称され⁽¹⁶⁾、2015年までに「核兵器禁止条約」が締結されるように各国政府などに要請し、2020年を目標にすべての核兵器の解体をめざすアクション・プログラム「2020ビジョン」が提唱された。平和首長会議は、このアクション・プランを全世界の自治体の首長に呼びかけ、賛同する自治体が加盟することによって、2014年9月1日現在、160か国・地域、6276都市がこの会議に参加するに至っている⁽¹⁷⁾。では、広島・長崎両市を中心として活動している平和首長会議のキャンペーンは、国内にどの程度浸透しているのだろうか。

筆者が、2013年度に、全国の基礎自治体に対して行った平和政策に関するアンケート調査（回収率72.3%）によると、平和首長会議に加入している自治体が974（実際には、2014年5月1日現在、1448加入しているので、67.2%の自治体から返答があったことになる）、そのうち、平和首長会議が2020年までに核兵器廃絶を目指す「2020ビジョン」を世界の自治体に呼びかけ、取り組みを行っていることを知っている自治体が868（回答のあった自治体比で89.1%）、知らない自治体が93（同、

9.5%)であった(残りの自治体は無回答)。知っている自治体のうち、それぞれの自治体がなんらかの取り組みをしている自治体は191(知っている自治体比で22.0%)、取り組みを行っていない自治体は665(同、76.6%)。広島・長崎両市の思いを、全国の自治体がどのように受け止めているのかを知るうえで貴重なデータだといえようが、自治体の首長のみが参加できる平和首長会議には、世界からも多くの自治体が参加している。自治体のもつ情報を、地域住民に還元していく取り組みも、自治体には求められているのではないか。

核保有国が核兵器に依存した安全保障政策にしがみつき、アメリカの「同盟国」日本も、アメリカの核抑止力に依拠した安全保障政策を採用するなかで、被爆者の声がなかなか世界に伝わらない状況にある。だからこそ、国家主権を持たないが故に、国家とは相対的に自立/自律した自治体の存在は、(消極的)平和を発信していくうえで重要な役割を担っているのではないだろうか。

(3) 地域の声を政府に届ける：山口県岩国市の事例

法的拘束力はないものの、自治体が地域住民の声を明らかにしようとする手段として住民投票がある⁽¹⁸⁾。実際に、日米安保体制に関わって、地域住民の声を明らかにした、「本土」のケースとして、山口県岩国市の事例がある。これは、2005年から2006年にかけて、米軍再編により、厚木基地から空母艦載機59機が岩国基地に移駐されることが発表されると、日米安保体制そのものに異議を唱えるわけではないが、これ以上の基地負担は認められないとする井原勝介・岩国市長(当時)の判断により、2006年3月12日に住民投票が行われた。これは、空母艦載機移駐の話しが出る以前から、住民に大きな影響を与える問題については、住民の意思を尊重しようとする井原市長のもとで、市民投票条例案が議会に提出され、条例が議会で可決・制定されていたことにより、実現さ

れたものである。この条例では、投票率が50%を超えたときに投開票を行うとの規定があった。この住民投票の実施に当たっては、「住民投票を成功させる会」が、とにかく、自分たちの街の将来のために、声をあげようと呼びかけたことも大きかった。この代表は、大川清・岩国教会牧師である。

この結果は、投票率も50%を超えて投開票が行われ、当日の全有資格者全体の58.68%に達し、空母艦載機受け入れに反対の票が過半数を占める結果となった。このため、井原市長は、空母艦載機の受け入れ反対を表明したのだが、この市長判断に対して、政府は2007年の補助金を凍結し、岩国市と政府との対立が深まった。

政府による補助金がカットされると、市長と市議会との対立も深まり、2007年度の市長提出予算案が4度も議会で否決される事態に陥った。このため、井原市長は2007年12月、議会に対して辞職願を提出し、2008年2月10日に在日米軍再編を争点とした出直し市長選挙が行われた。この結果、在日米軍再編に関して、政府との条件交渉を求める新人の福田良彦候補者が、移設反対を訴えた前職の井原勝介候補に僅差で勝利した。空母艦載機受け入れ容認の市長が当選すると、政府による岩国市への補助金は再開された。井原市長が再選できなかった理由には、住民投票を成功させる会がその後、「住民投票の成果を生かす岩国市民の会」と、「住民投票を力にする会」とに分裂し、自民党の候補者に対して、一致団結して対抗することができなかったためでもあった。

3. 自治体の平和政策(2)：在日米軍に対する沖縄の動き

アジア・太平洋戦争において、地上戦が戦われた沖縄では、今なお、米軍基地(専用施設)の約74%が集中し、基地被害がつづいていることから、米軍の引き起こす基地被害に対応しようとする自治体の諸施策

を「平和政策」として位置づけることができよう。これは、「本土」や、沖縄県においても本島南部の、米軍基地の存在しない自治体とは大きく異なる問題である。本稿では、施政権の返還後の沖縄のなかでも、冷戦終結後、米軍の存在理由が改めて問い直されるなかで起きた、米軍による「基地問題」に対する取り組みに限定して取りあげる⁽¹⁹⁾。

(1) 大田県政の「平和政策」

沖縄県に存在する、在日米軍基地（専用施設）の、本土の米軍基地との違いは、その多くが、私有地であることである。このため、駐留軍用地の一部は、地主が用地を米軍に貸すことを拒否しているため、政府はこれまで3度にわたって、駐留軍用地特措法に基づく使用裁決により、知事が代理で署名することによって、その使用権原を取得してきた。そして、1996年4月および1997年5月に新たな使用権原を取得する必要がある駐留軍用地について、駐留軍用地特措法に基づく使用裁決の手続きに着手し、その代理署名を沖縄県知事に求めた。しかし、大田昌秀・沖縄県知事（当時）は、1995年9月におきた少女暴行事件とその後の日米地位協定の改定をもとめる県民世論を踏まえ、代理署名を拒否した。1995年10月21日、宜野湾市海浜公園で「米軍人による暴行事件を糾弾し、地位協定の見直しを要求する沖縄県民総決起大会」が開催され、8万5千人（主催者発表）が集まった。このとき、大田知事は、「暴行を受けたあの少女の人間としての尊厳を守り得なかったことを知事として非常に悔しく残念に申し訳なく思う」と述べたのだが、これを、戦後沖縄で宣教の業を務められた、平良修牧師は、「大田知事の人間理解は浅い」と述べている。それは、イエス＝キリストがご自分の命をかけて与えた人間の尊厳は、どのようなことがあっても壊れるような脆いものではない、それほどの尊厳を打ち込まれている人間だからこそ、あの少女の尊厳は尊重されなくてはならなかったのだ、と述べている⁽²⁰⁾。

政府は、大田知事の不作为に対し、1995年12月7日、沖縄県知事を被告とする職務執行命令訴訟を福岡高等裁判所那覇支部に提起した。その結果、1996年3月25日の原審判決において「(代理署名拒否の)法令違反によって国の条約上の履行義務の可能性が奪われ、著しく公益を害することは明らか」として、知事に署名等の代行を義務づける判決が下された。これに対し大田知事は、「高裁判決は基地の重圧に苦しむ沖縄の過去・現在に考慮することなく、未来に向けた基地問題解決の展望にも欠ける」と4月1日に上告を行ったが⁽²¹⁾、同年8月28日に下された上告審では、原審判決を支持する結果となり、沖縄県の敗訴が確定する。

この一連の裁判を通じて明らかにされたことは、新憲法のもとで地方自治が保障されてきたにもかかわらず、(国家)安全保障政策が、機関委任事務という、戦前の地方行政システム同様のメカニズムによって担われてきたことである。ただし、一連の裁判では、「財産権の保障や法の下での平等を含む基本的人権尊重主義、平和的生存権を中核にもつ平和主義、地方自治の本旨を強調する民主主義の原理などを基本原理に掲げる日本国憲法のもとで、法と正義の名において許されるか否か」が訴訟の本質的争点とされ⁽²²⁾、日米安全保障条約の違憲性について正面から争うことをしなかったため、裁判では、日米安保体制そのものの、憲法解釈は回避された。これは、国と県が対立することによって、県の進める様々な施策に様々な障害が生じることをおそれた大田前知事の政策的判断もあった。結果的に、1996年9月8日に実施された「日米地位協定の見直しおよび基地の整理・縮小の是非を問う県民投票」で有権者の過半数が賛成票に投じたにもかかわらず、投票直後の9月10日に大田知事が橋本首相と会談を行い、大田知事は、9月13日に公告縦覧代行応諾を発表した⁽²³⁾。

米軍基地が沖縄県に集中的に配備される状況は日米安保体制によるものであるため、日米安保体制に依拠する国家の安全保障政策の是非、と

りわけ、沖縄県に在日米軍基地が集中することは、「法の下での平等」に照らして正しいことなのかどうか、あるいは、平和的生存権が保障された状況にあるのかを、憲法の規定と照らし合わせて司法の判断を仰ぐことも必要であったのではないだろうか。しかし、日米安保体制による加重負担を背負わされている沖縄をして、日米安保体制の是非を真正面から取りあげることのできないところに、国家安全保障政策に自治体の「平和政策」が関与する際の限界があるといえるのではないか。

裁判が行われている間、1996年に駐留軍用地特措法が改正され、沖縄防衛局長が、使用期間の末日以前に裁決申請していれば、必要な権利手続きが完了していなくても、損失補償のための担保を提供すれば、引き続き、暫定使用することができることされたほか、2000年に地方分権一括法が施行され、土地収用に関わる業務は、機関委任事務から法定受託事務になるのではなく、政府の直接事務と位置づけられ、当該地域の自治体が関与する機会が奪われることとなった⁽²⁴⁾。本土における自治体の平和政策以上に、沖縄における自治体の平和政策は、日米両政府が主張する、沖縄の「戦略的」な位置や、沖縄にある在日米軍基地が、アジア太平洋地域における「抑止力」として機能するという言説に反論していかなければならない困難さがつきまとう。

(2) オスプレイ配備に対する反対と普天間飛行場の県内移設反対

1996年12月に発表されたSACO最終報告書では、普天間飛行場の全面返還を含む11の施設の返還が決められたが、その多くには、県内移設の条件がつけられている。そのうち、沖縄県内において現在進行形の辺野古と高江の問題を取りあげる。これらはいずれも、米軍が新たにオスプレイを配備するにあたり、新たな基地機能強化を求めているという側面を持っている⁽²⁵⁾。

とりわけ、2012年にオスプレイが普天間飛行場に配備されることが

決定すると、保守／革新の違いを乗り越えて「オール沖縄」でオスプレイ配備に反対し、沖縄のすべての市町村長や市町村議会議長、県会議員らが実行委員会を結成し、同年9月9日に、宜野湾市海浜公園にて、「オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会」が開催された。そこには、10万余りの県民が結集したと言われ、建白書が翌年2013年1月28日に、安倍晋三・総理大臣に提出された。この建白書には、オスプレイの配備を直ちに撤回するとともに、普天間飛行場の閉鎖・撤去のために、県内移設を断念することが明記されている⁽²⁶⁾。

これに対して、日米両政府は、普天間飛行場の閉鎖・撤去のためには名護市辺野古沖への移設を大前提としている。しかし、埋め立て予定地のある名護市では、辺野古沖に海上ヘリポートを建設すると発表のあった1997年の12月に住民投票が行われ、新たな基地建設の声が圧倒的であったことから⁽²⁷⁾、すでに地元の民意は表されていた。これにもかかわらず、当時の比嘉鉄也・名護市長（当時）は、自らの辞職と引き替えに、辺野古への基地建設受け入れを表明した⁽²⁸⁾。その後、政府の提示する北部振興策に名護市は大きく依存したが、北部振興策の影響は限定的なものにとどまった。そのことが、次第に名護市民に理解されるころとなり、しばらくは、基地建設を容認していた保守市長の時代がつづいていたが、2010年の名護市長選挙において、辺野古への基地建設反対を唱える稲嶺進氏が初当選し、辺野古移設反対の声をあげるようになると、政府は、2007年に開始された米軍再編交付金の交付を打ち切った。その後、4年の任期を迎え、2014年1月19日の名護市長選挙では、辺野古への移設に反対する現職の稲嶺進が、移設推進を掲げた末松文信氏を、有権者の約1割にあたる4000票あまりの差をつけて当選した⁽²⁹⁾。しかし、日本政府は、沖縄の、とりわけ、辺野古の地元である名護市の意向を無視する形で、工事を強行しようとしている。これは、仲井真弘多・沖縄県知事が、2013年12月27日に、県知事の権限である、公有水

面の埋め立てを許可したことを受けてのことである⁽³⁰⁾。

沖縄県のなかにあるすべての市町村（41ある）の首長、議会議長らが、普天間基地の閉鎖及び県内移設断念を求める「建白書」に署名し、2013年1月28日、安倍晋三首相に直接要請を行った。それにもかかわらず、政府は、県知事に翻意を促した。沖縄防衛局は、県知事の承認が得られたとして、市長選挙から2日後の1月21日、埋め立て工事や作業ヤード設置などの調査・設計を請け負う業者を募る入札を公示した。これは、沖縄県民や名護市民の意向に対し、強行的に辺野古移設を進めようとする政府の意向の表れであると同時に⁽³¹⁾、2014年12月に任期満了を迎える仲井真弘多・沖縄県知事の、任期満了に伴う県知事選挙が11月に実施されることから、基地建設に反対の県知事が選出されても既成事実を作り上げておこうとする政府の思惑でもある。

こうした強行的な動きに対して、2013年に提出した「建白書」をオール沖縄の総意として、2014年7月27日、沖縄「建白書」を実現し未来を拓く島ぐるみ会議を結成した。「島ぐるみ会議」は、辺野古のキャンプ・シュワブのゲート前まで、毎週、チャーター・バスを走らせ、沖縄県民の関心を辺野古に向けさせているほか、8月、9月と辺野古で集会を開催した。また、2014年11月に実施される県知事選挙では、これまでの革新共闘のスタイルを改め、普天間飛行場の返還と県内移設反対の立場から、この立場に賛成する候補者として、自民党沖縄県連の幹事長を務めたこともある、翁長雄志・那覇市長を候補者として擁立し、現職・仲井真弘多知事との駆け引きがすでに繰り広げられている。まさにこれから、沖縄の人々と政府との「たたかい」がはじまろうとしている。辺野古に関して言えば、名護市長選挙に当選した稲嶺進は、政府の移設強行に対し、「地方自治の侵害であり、1人ひとりの人権にも関わる問題」であると指摘し、市長権限を行使して阻止に取り組む考えを示している⁽³²⁾。

(3) 北部訓練場の「過半」返還に伴う東村・高江区のヘリパッド建設

しかし、沖縄県知事選挙の公約に、辺野古の問題は取りあげられても、普天間飛行場の返還がうたわれた、1996年のSACO合意のときに、同じく、北部訓練場の「過半」の返還と引き換えに、東村高江集落を取り囲むように、6箇所のヘリパッド建設を進めようとする動きに対しては、必ずしも、沖縄県民の総意とはなり得ていない。これは、沖縄の「負担軽減」につながるとの認識をもっている人たちもおり、県民が一人丸となって取り組む問題になり得ていないからである。次に、この問題についてみていこう。

北部訓練場の「過半」の返還に伴い、返還予定地にあるヘリパッドを、東村高江区の集落を取り囲むように6カ所移設されることが明らかになったのは、2007年のことである⁽³³⁾。SACO合意から10年近く、何の動きもなかった高江であるが、2007年7月3日、那覇防衛施設局（現在は沖縄防衛局と名称変更）が訓練場進入路3カ所に仮設ゲートを設置し、ショベルカーの搬入や深夜作業の着手などの動きを起こした。それに対し、地元住民は、まず話し合いを求めようとして、前日7月2日から、ヘリパッド建設予定地に至る進入路のゲート前で座り込みをはじめた。その後、測量などの本体工事にかかる一部の作業を許してしまったものの、現在に至るまで、工事の本格的着手には至っていない。その間、ノグチゲラの繁殖期をはずして、工事業者と座り込みの人たちとのもみ合いが起きている⁽³⁴⁾。

地元、高江区では、2度にわたる反対決議を行っている⁽³⁵⁾。しかし、2007年4月に就任した伊集盛久・東村長は、ヘリパッド建設反対を公約に当選したものの、就任した翌月5月に、「公約違反と言われても仕方がない」と述べ、一転してヘリパッド建設の受け入れを表明した⁽³⁶⁾。その背後には、同年8月に施行された、米軍再編特措法による影響があるとされている。同法にもとづく米軍再編交付金とは、米軍再編に伴

う米軍基地の再編にともなう、自治体の協力度合いに応じて、米軍再編交付金を国が自治体に支給するものである。仲井眞弘多・沖縄県知事も東村長と同様に、オスプレイ配備には反対だが、ヘリパッド建設は容認という姿勢である。ヘリパッド建設に反対したからと言って、オスプレイの配備が止まるわけではないというのがその理由である。

ただ、人口160名あまりの高江区の中で、中学生以下の占める割合は、2割を超える。乳幼児も多く、東日本大震災のあと、放射線障害が心配で、本土から移住してきた家族もいる。この高江区の生活圏の中にあり、生活道路である県道80号線からわずか200メートル足らずしか離れていない既存のヘリパッドでは、夜中11時近くまで、タッチ・アンド・ゴーの訓練が繰り返されており、住民は、ヘリコプターの墜落といった、日常的な恐怖にさらされている。工事が始まろうとした前日から反対住民が建設予定地の前のゲートに座りこみ、反対住民6世帯によって「ヘリパッドいらない住民の会」を発足させた。ヘリパッドがまだ完成していないにもかかわらず、2012年にオスプレイが普天間飛行場に配備されると、北部訓練場にもオスプレイが飛来し、現在もなお、反対住民による「座りこみ」が続けられている⁽³⁷⁾。

沖縄防衛局は、すでに完成した、N4といわれる地点のヘリパッド2つを、「過半」の返還より先に、米軍に提供することを表明したほか⁽³⁸⁾、2014年度中の完成を予定しているN1地点に座り込んでいる住民たちを排除することを、2014年11月の県知事選挙のあとに計画しているといわれる⁽³⁹⁾。

4. 本土に分散するオスプレイ訓練

沖縄の負担軽減をうたい文句に、本土でも、2013年10月16日、滋賀県高島市にある陸上自衛隊饗庭野演習場において、オスプレイを使った

訓練が行われた。台風26号が接近した後の午前10時過ぎに饗庭野演習場に、米海兵隊岩国基地からオスプレイ2機が飛来し、海兵隊員と陸上自衛隊員を乗せ、敵陣の退路にオスプレイがたちはだかつて退路を断つという想定の下での訓練であった。

オスプレイを本土で使うことにより、沖縄の「負担軽減」につながるとともに、南海トラフ地震における災害救助にもオスプレイを使うとして、政府は、地元自治体に理解を求めた。しかし、実際には、沖縄の「負担軽減」にはつながらない。沖縄での訓練では、オスプレイの操縦に未熟な操縦士の訓練に使われるのに対し、本土では、操縦に熟達した訓練が、さらに高度な訓練、例えば、レーダーに映ることを回避するために、低空飛行訓練ルートを使った訓練を行うなど、訓練の性格も異なるとともに、普天間飛行場に配備されている24機がすべて本土に来て訓練を行うことなどは想定されていないからである。それよりは、本土でも米軍が自由にオスプレイを飛ばすための、いわば「地ならし」をしようとしていると考える方が自然である。

オスプレイが事故を起こしたときにどうなるか。滋賀県の嘉田由紀子知事や、高島市の福井正明市長らは、防衛省側に再三、確認を求めたと報じられているが、実際には、日米地位協定の存在がネックになると考えられる。本土の訓練では、自衛隊の演習場や、米軍があらかじめ提示した低空飛行訓練ルートを使うことから、沖縄のような、米軍基地で行われる訓練とは異なり、日本の警察権が及ぶと防衛省側は説明しているのだが⁽⁴⁰⁾、オスプレイは機体そのものが軍事機密の塊である。基地外での米軍機事故の対応を定めた日米間の指針でも、事故機の残骸などは米軍が管理することになっており、米軍が一方的に事故を処理する可能性が高い。2004年におきた、沖縄国際大学への軍用ヘリ墜落事故のように、日本の警察が実際には閉め出されるような事態がおきると考えるのが妥当である。

では、なぜ、地元自治体はオスプレイを使った訓練にゴーサインを出したのだろうか。やはり、日頃から、基地交付金などの形で政府からさまざまな恩恵を受けており、地元自治体が反対の声をあげることは容易ではない。

京都市京丹後市の航空自衛隊経ヶ岬分屯基地に、米軍は、移動式早期警戒レーダー「Xバンドレーダー」を配備する計画をたてており、2013年9月13日、京丹後市の中山泰市長は受け入れを表明、山田啓二京都府知事も同日の府議会で受け入れを表明した。市役所で会見した中山市長は「国の防衛、安心、安全という大きな国益が問われている。日本の地域の一員として貢献したい」と、受け入れ理由を述べたというが、北朝鮮の弾道ミサイルを追尾するレーダーの設置により、日本は、ますます、米軍の世界戦略のなかに組み込まれていく。府県をまたがっているので、メディアの報道をみただけではわかりにくいのが、京都府京丹後市と滋賀県高島市は、それぞれ、京北・湖北地域に位置し、北朝鮮や中国の動きを把握するには適した位置にある。Xバンドレーダーの配備とオスプレイの訓練は、一見すると結びつかないように見えるが、実際には、北朝鮮や中国の動きを追尾し、攻撃を受けた際には、オスプレイによって米兵を戦地に派遣する訓練を、日本海に近い、自衛隊基地で訓練していると考えることができるのではないか。

日本は、アメリカの提供する「核の傘」をはじめとする安全保障にバンドワゴン（勝ち馬にのる）し、アメリカとの同盟関係を維持することによって、日本の安全保障が成り立つと政府は説明する。しかし、同盟を結ぶことによって、アメリカの世界戦略に「巻き込まれる」一方で、たとえば、沖縄の尖閣諸島に中国が攻め込んできたときに、アメリカの国益を犯してまでも日本の安全を保障してくれるのだろうか。実際には「見捨てられる」のではないか。このようなジレンマのことを「同盟のジレンマ」という。沖縄では、2013年11月1日から18日の期間に、沖

大東島を中心として、自衛隊による離島奪還訓練が実施された。こうした訓練を着実に積み重ねていくことによって、日本とアメリカの防衛協力が拡大・深化する一方で、中国の不安を駆り立て、かえって、中国の軍事化を正当化させる口実を日本側が提供してしまう「安全保障のジレンマ」を引き起こすのではないか⁽⁴¹⁾。

5. 国家安全保障政策に関する自治体の関与

ここで、改めて、国家安全保障政策に関する自治体の関与について述べてみたい。

2004年6月に公布された国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）において、政府、自治体、住民が協力して武力攻撃事態に対処することが定められ、都道府県および市町村に国民保護計画の策定をすることが求められた。このことに関して、本稿の1節2項において取りあげた、筆者が自治体に対して行った、平和政策に関するアンケート調査でも尋ねてみた。その結果、ここでは、母数を、2節2項に取りあげた、平和首長会議に加盟している自治体に限定してみると、①安全保障政策は国家の専管事項であるから、何もいう権限はない：14自治体（1.1%）、②安全保障政策は国家の専管事項であるが、自治体として必要な要請は行っていく：208自治体（16.5%）、③自治体として、地域住民を保護していくことは重要な責務であるから、自治体として国家と協力しながら、国民保護法にもとづき対応を行っていく：546（43.4%）、④自治体として、地域住民を保護していくことは重要な責務であるから、国家の政策とは別に、自治体独自の政策を行っていく：2自治体（0.2%）⁽⁴²⁾であった。多くの自治体が、政府との協力関係を維持していくと回答する一方で、地域住民の意見を反映させようとする自治体や、自治体として独自の取り組みを行おうとする自

治体があることは、着目されてよい。

おわりに

ドイツのルター派神学者である、マルティン・ニーメラーは、次のような有名な言葉を残している。

「はじめにやつら（ナチス）は共産主義者に襲いかかったが、私は共産主義者ではなかったから声をあげなかった。

つぎにやつらは社会主義者と労働組合員に襲いかかったが、私はそのどちらでもなかったから声をあげなかった。

つぎにやつらはユダヤ人に襲いかかったが、私はユダヤ人ではなかったから声をあげなかった。

そして、やつらが私に襲いかかったとき、私のために声をあげてくれる人はもう誰もいなかった。」

今、私たちの置かれている現状もこのような現状にあるのではないか。今の日本政府は、過去の罪を認めることもせず、慰安婦問題はねつ造であったと述べる。こうして、近隣諸国との関係を、過去最悪なものにし、必要以上に近隣諸国の軍事力を「脅威」と煽り立て、日本の軍拡を推し進めようとする。こうした状況を、国際関係論では、「安全保障のジレンマ」と呼んでいる。

辺野古の現場に行けば、平良修牧師夫妻を目にするし、今年の夏、北部訓練場の「過半」の返還のために、東村高江区を取り囲むように6箇所へのヘリパッド建設を推しすすめようとする現場には、金井創牧師が、同僚の牧師を連れて訪問にこられた。日本基督教団兵庫教区沖縄交流委員会は、今年、基地・軍隊を許さない行動する女たちの会の高里鈴代さんをお呼びして講演会を行ったが、彼女は西原教会の会員である。他にも、軍事化する日本の現状を憂いて行動するキリスト者はたくさんいる

だろう。彼・彼女らはいったい、どのような気持ちでこうした現場にたっているのであろうか。一つには自分が神から課せられた「召命」に対する「証」をたてようとしているのではないだろうか。このように考えるとき、教会は、社会の現実と向き合うことが、「生きた」信仰告白の場となるのではないだろうか。

本稿では、自分の力量のなさから、教会が、この世の中で、どのような宣教の課題を抱えているのか、十分な考察はできなかった。しかし、教会はあくまでも、神と個人との「契約」として結びついている以上、個人が、自分に課せられた課題に誠実に向き合うということでは、社会と関わることはできない。それに対し、今、巨大な政治権力が、日本の社会を作り替えようとしているとき、同じ行政権力を有しながら、地域住民と向き合う自治体を軸として、国家に抵抗する手段はないのかを考えようとした。日本では、戦前からの国家統治の形態が根強く残り、市民社会の形成が遅れてきたために、自治体を軸とする市民自治のあり方が模索されてきた。安全保障の問題は、国家の専管事項と考えられてきたが、はじめに述べたように、自治体の立場から安全保障の問題に関与する政策を、本稿では「平和政策」と位置づけて、現状と課題を明らかにしようとした。

「本土」では、先の大戦による核兵器の実戦使用に対する国民的アレルギー反応にも後押しされて、核兵器廃絶を訴える声が、一定程度見られるものの、それが、政府に対する発言力の強化につながるというよりはむしろ、安全保障の問題は国家の専管事項であるという理由によって、地方分権化の動きに逆らって、自治体の権限が政府によって少しずつ狭められ、国策に協力する自治体のあり方が政府から求められるようになってきている。これは、日米安保体制が冷戦の産物であり、冷戦構造の崩壊とともに、日米安保体制は解体にむかうと思いきや、冷戦構造の崩壊に伴って、かえって、自治体が、日米安保体制の拡大・深化に協

力させられている。筆者が行ったアンケート結果によると、約半数に近い自治体がこうした動きに呼応しようとしていることを5節で紹介した。

国策に非協力の態度を自治体に対しては、強い締め付けを政府が行うことも明らかにされた。たとえば、山口県岩国市や、沖縄県名護市における、政府の補助金カットがその例である。そこでは、補助金による地域活性化を訴える「保守」陣営と、新たな基地負担に反対する「革新」陣営が対立し、地域住民が巻き込まれるという、地元の「分断」によって、政府は、安全保障政策を遂行しようとする。しかし、岩国では、はじめで紹介した岩井牧師は岩国教会の元牧師であり、今の牧師である大川清牧師も、米軍再編によって、空中給油機が厚木からやってくることで発表されると、住民投票を成功させるために懸命な努力をされ、今も、平和の実現のために、心強い説教を毎週の礼拝の中で行っていることを、筆者は知っている。

国家の安全と人々の安全とは、両立する場合もあれば、相異なる場合もある。沖縄では、特に、アジア・太平洋戦争において、日本軍による集団自決の強要といったこともおきたことから、沖縄戦を体験した人たちは、軍隊は必ずしも自分たちのいのちを守らないと言うことを体感的に理解している。このため、今なおつづく基地被害に対し、いかにして自分たちの生活保障を求めていくかが課題となり、そこに、自治体が国家権力に抗する存在としての役割を求められることになる。オスプレイの配備をめぐるっては、保守／革新の立場を乗り越えて、沖縄県すべての基礎自治体がオスプレイ配備に反対した。政府は、沖縄の「負担軽減」を口実に、本土でも日米合同訓練を行う道を模索するとともに、沖縄に対しては高圧的な態度を取るようになってきている。

たしかに、安全保障の問題は重要なテーマである。しかし、北東アジアにおける「対話」の糸口をつかむことが、結果的に、軍事力の行使を発動しなければならない事態を回避する。自治体は、国家主権をもたな

いがゆえに、軍事力の裏づけなしに、他国との関係を切り結ぶことが可能である。今の私たちがなし得ることは何かを考えること、それが、キリスト者としての使命だろうと考える。

注

- (1) 岩井健作『兵士である前に人間であれ—反基地・戦争責任・教会—』ラキネット出版、2014年、7～8頁。
- (2) 平和研究において、「平和」とは、広い意味で、「暴力」のない世界を指し、直接的暴力のない状態を「消極的平和 (negative peace)」, 構造的暴力のない状態を「積極的平和 (positive peace)」と呼んでいる。本稿で用いる「平和」とは、「消極的平和」である。なお、近年、安倍首相が「積極的平和主義 (proactive pacifism)」なる議論を展開しているが、これは、軍事力による紛争解決に、大国として積極的に関与すべきであるという考え方であり、平和研究における「積極的平和」とは全く関係がない。「積極的平和主義」という概念の発端は、総合研究開発機構『積極的平和主義を目指して—「核の傘」問題を含めて考える』総合研究開発機構、2001年である。これは、これまでの日本が、「一国平和主義」と呼ばれ、受動的に「平和」を享受してきたのに対し、これからは、積極的に（軍事的）国際貢献をすべきであるというNIRA（総合研究開発機構）の研究プロジェクトによるものである。
- (3) プルネンドラ・ジェイン、土屋耕平他訳『日本の自治体外交—日本外交と中央地方関係へのインパクト—』敬文堂、2009年、第5章。
- (4) 行政研究会は、その内容をさらに細かく、①要望宣言型、②行動指針宣言型、③非核地帯化宣言型の3つに分類している。行政研究会「非核都市宣言と平和行政」『暮らしと政治』341号、1986年10月号。また、自治体の平和政策に関する研究として、池尾靖志「日本の自治体による『平和政策』—現状と課題—」『立命館国際研究』10巻1号、1997年。池尾靖志「自治体と安全保障」安齋育郎教授退職記念論集編集委員会編『平和を拓く』かもがわ出版、2006年。池尾靖志『自治体の平和力』岩波ブックレット、2012年。自治体の平和政策を非核自治体に限定する

と、森田俊男編『非核自治体—抗議・学習・連帯—』平和文化、1987年
が先駆的な研究である。

- (5) 例として、飛鳥田一雄・横浜市長（当時）のベトナム戦争へ向かう米軍戦車の市道通行拒否、長洲一二・神奈川県知事（当時）による米軍基地批判などが挙げられる。
- (6) 大川義篤『「神戸方式」について考える』森田編、前掲書、97頁。
- (7) 1980年代になぜ、自治体の非核宣言運動が盛り上がったのかを分析した論文に、川口徹「地方自治体の非核宣言—1980年代を中心に—」『社会学論集』17号、2011年。また、阿佐見健『「国際化時代」における非核自治体の課題—いまわれわれは、何を求めているか？—』『月刊社会教育』38巻8号参照。
- (8) アリス・クック、グウィン・カーク、近藤和子訳『グリーンナムの女たち—核のない世界をめざして』八月書館、1984年。
- (9) 佐藤昌一郎「非核自治体運動と核兵器廃絶」森田編、前掲書、47～48頁。
- (10) 同上、47頁。
- (11) http://www.nucfreejapan.com/siryou_2.htm（2014年9月12日閲覧）
- (12) 『高知新聞』1998年1月7日。
- (13) 2013年に成立した特定秘密保護法により、外国艦船の核搭載に関する情報が、同法の「特定秘密」に指定される可能性があり、非核神戸方式そのものが骨抜きにされる懸念が表明されている。『神戸新聞』2013年12月6日。
- (14) 1975年4月、長洲一二神奈川県知事の当選によって、革新知事が登場すると、「新神奈川県宣言—神奈川県が変われば、日本が変わる」という公約に基づき、国家同士（Government to Government）ばかりでなく、市民と市民（People to People）、地域と地域（Local to Local）が平和な世界づくりのため、国境を超えて主体的に交流、協力しようとする「民際外交」が提唱された。
- (15) 秋葉忠利『ヒロシマ市長—〈国家〉から〈都市〉の時代へ—』朝日新聞出版、2012年。
- (16) この会議には「市」だけでなく「町」や「村」の首長も加盟していることから、2013年の会議で、英語の呼称はそのままに、日本語名だけ、

「平和首長会議」と改められた。筆者もこの会議に全期間を通して参加した。

- (17) <http://www.mayorsforpeace.org/jp/> (2014年2月22日閲覧)
- (18) これは、日本国憲法第95条にもとづく、国会が特定の自治体にも適用される特別法制定の際に行われる住民投票や、地方自治法の規定に基づく住民投票（解職請求など）とは異なり、自治体自らが住民の意思を問うために制定される条例にもとづく住民投票のことである。たとえば、新潟県巻町（当時）による、巻原子力発電所建設の是非を問う住民投票（1996年8月）や、岐阜県御嵩町における、産業廃棄物最終処分場の建設の是非を問う住民投票（1997年6月）などがある。沖縄県で行われた県民投票（1996年）や、名護市民投票（1997年）については、沖縄の事例であるので、ここでは除外した。
- (19) 米軍による占領時代には、「沖縄人を民主的に教育すれば当然親米的になる」という楽観主義のもとで、米軍は沖縄を占領し、「銃剣とブルドーザー」で、土地を接収していった。米軍に反抗することは共産主義の分子が沖縄の社会を攪乱しているとみなされ、米軍による統治が正当化されていったから、自治体が米軍の方針に抵抗することは、米軍にとっても（「本土」の日本政府にとっても）考えられないことであった。宮里政玄『アメリカの沖縄統治』岩波書店、1966年。
- (20) 平良修「沖縄の基地と平和」（講演録）『富坂キリスト教センター紀要』4号、2014年、111頁。
- (21) 上告審における大田昌秀・沖縄県知事（当時）の意見陳述については、大田昌秀、沖縄県基地対策室『代理署名拒否の理由』ひとなる書房、1996年。
- (22) 沖縄県編『沖縄—苦難の現代史—』岩波書店、1996年、216頁。
- (23) 「公告縦覧代行問題の経緯と代行に応じた理由について」1996年11月。
- (24) 島袋純は、「機関委任事務を廃止した2000年の地方分権一括法が高く評価されているが、沖縄では国の政策に対する抵抗権、拒否権として機能した機関委任事務を奪い取って、国の直轄事務にするという、分権改革の理念に逆行することが行われている」と述べている。島袋純、前掲書、7頁。
- (25) 真喜志好一「辺野古アセスからみた合意形成の課題」『環境アセスメン

ト学会誌』6巻2号，2008年。

- (26) この建白書の扱いをめぐる、政府は請願書として取り扱い、2015年4月意向に廃棄されることが報じられた。県内からは国立公文書館などに移管するよう求める声が上がっている。『琉球新報』2014年2月13日。
- (27) 結果は、投票率82.45%、賛成・条件付き賛成あわせて45.31%、反対・条件付き反対あわせて52.85%であった。
- (28) 辺野古に基地をつくらざるをえなくなった状況や、地元辺野古区が基地を受け入れざるをえなくなった状況を、「環境正義」という概念をもとに分析した論文として、熊本博之「環境正義の観点から描き出される『不正義の連鎖』：米軍基地と名護市辺野古区」『環境社会学研究』14号，2008年。
- (29) 『沖縄タイムス』2014年1月24日。
- (30) 政府は、名護市辺野古への基地建設に伴い、大浦湾を埋めたてる必要があることから、その手続きの1つである環境影響評価書を2011年12月28日未明に県庁に搬入し、県は同日付で受理した。その後、仲井真弘多・沖縄県知事は、2012年2月20日に、評価書で示された保全策では「環境の保全上、重大な問題がある」と厳しく指摘し、「事業実施区域周辺域の生活環境および自然環境の保全を図ることは不可能」と結論づけた（『琉球新報』2012年2月21日）。しかし、その後、政府は環境影響評価を補正した評価書を県に提出し、辺野古の埋め立てを申請し、仲井真弘多・沖縄県知事は、2013年12月27日、辺野古沿岸部の公有水面埋め立てを承認した。承認に至った理由として、「現段階で取り得ると考えられる環境保全の措置などが講じられている」としている。
- (31) 『朝日新聞』2014年1月22日。
- (32) 『沖縄タイムス』2014年1月21日。
- (33) ヘリパッド建設予定地は、N1ゲートを進入路とするN1地区に2カ所、N4ゲートを進入路とするN4地区に2カ所、これ以外に、G地区とH地区に1カ所の合計6カ所である。このうち、H地区からG地区を経由して、宇嘉川の河口に至るまでの間に、米軍歩行ルートが予定されている。宇嘉川河口は、米軍提供水域であり、米軍が提示した、2012年に配備予定のオスプレイによる上陸作戦を想定した図と宇嘉川河口の地形が類似していることから、この場所での訓練が想定されているものと考えられ

ている。詳しくは、「ヘリパッドいらない住民の会」のブログに掲載されている、Voice of Takae というビラを参照。(http://takae.ti-da.net : 2014年2月28日アクセス)

- (34) 2011年2月には、N1ゲートからヘリパッド建設予定地までの進入路をつくろうと、沖縄防衛局が座り込みに参加している人たちの頭上をなげるように、土嚢を投げ捨てた。この際、座り込みに参加しているひとりが負傷する事態も生まれた。筆者も、このとき、座り込みに参加していた。
- (35) 1999年10月27日、2006年2月23日の2回である。
- (36) 伊集盛久・東村長に対するインタビュー記事、『沖縄タイムス』2011年6月11日。
- (37) 7年に及ぶ座りこみにもかかわらず、2013年2月には、N4といわれる地点に2つヘリパッドをつくるうちの1つが完成してしまった。また、2014年2月現在、2つめのヘリパッド建設完成間近にして、工期を1ヶ月延長し、3月31日まで工事を進めるとしている。『琉球新報』2014年2月14日。本来、3月から6月までは、希少動物であるノグチゲラの繁殖期に当たるため、重機を使った工事はしないと沖縄防衛局が明言していた。
- (38) 『琉球新報』2014年8月12日社説。
- (39) 『沖縄タイムス』2014年8月6日。
- (40) 2013年9月24日、オスプレイ訓練日程の説明のため、滋賀県庁を訪れた防衛省近畿中部防衛局の担当者によるコメント。『朝日新聞』2013年10月16日滋賀版。
- (41) 土山實男『安全保障の国際政治学―焦りと做り―』有斐閣、2004年。
- (42) 長野県中川村、静岡市の2自治体である。